



令和 8 年 8 月 5 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木下 康代 殿

滋賀地方最低賃金審議会

滋賀県最低賃金専門部会

部会長 木下 康代

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 7 月 9 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 1 日発効の滋賀県最低賃金（時間額 1,017 円）は令和 6 年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境の整備と各種支援策の確実な実施を要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資や人材育成を促進する税制や補助金等による支援の継続・強化を要望する。
- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、周知の徹底、申請手続の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。
- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進を図るとともに、税・社会保険制度の抜本的な見直しに取り組むことを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

片山 聡
木下 康代
松田 有加

労働者代表委員

相澤 三千代
榎並 典朗
平塚 雄二

使用者代表委員

池田 健
大日 陽一郎
水野 透

滋 賀 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
滋賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,136 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

滋賀県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 滋賀県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,017 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の滋賀県内
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,991 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると滋賀県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$1,017 \text{ 円（滋賀県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 145,646 \text{ 円}$$

※ 0.824は、秋田県の令和 6 年度最低賃金額951円で月173.8時間働いた場合の
税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和8年度 特定(産業別)最低賃金改正の申出状況

申出 区分	特定(産業別)最低賃金 件 名 ※1	特定(産業別)最低賃金改正の 申出書提出者名	申出書 提出日	適用労働者 数 ※2	申出合意者数 (組合支部数 又は事業場数)	合意 比率	申出 種別	現行最低賃金 時間額
改正	① 「新繊維工業」	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長 師玉 憲治郎	7月13日	2,049人	613人 (6)	29.9%	労働協約 ケース	789円 ※3
改正	② 「窯業・土石製品製造業」	滋賀県窯業土石関係単産最低賃金連絡会 会長 中村 陽介	7月13日	5,173人	2,310人 (8)	44.7%	公正競争 ケース	1,099円
改正	③ 「一般機械器具製造業」	滋賀県機械金属最低賃金会議 代表 榎並典朗 J A M京滋 副書記長 庄野 英夫	7月13日	24,630人	7,909人 (34)	32.1%	公正競争 ケース	1,114円
改正	④ 「精密機械器具・電気機械 器具製造業」	滋賀県機械金属関係労組最低賃金連絡会 電気機械部 会長 大江 彰宏	7月13日	29,237人	10,807人 (10)	37.0%	労働協約 ケース	1,105円
改正	⑤ 「自動車・同附属品製造業」	滋賀県機械金属最低賃金会議 自動車部会 部会長 松井 大介	7月13日	10,417人	5,021人 (5)	48.2%	公正競争 ケース	1,115円
改正	⑥ 「各種商品小売業」	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長 師玉 憲治郎	7月13日	4,938人	1,981人 (29)	40.1%	労働協約 ケース	840円 ※3

※1 【正式名称】 ① 滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金

② 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金

③ 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

④ 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

⑤ 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

⑥ 滋賀県各種商品小売業最低賃金

※2 適用労働者数は、令和3年センサスを基に令和7年最低賃金に関する基礎調査により算出

※3 滋賀県最低賃金額(1,080円) 適用

令和8年 7月13日

滋賀労働局長
田代 良文 殿



申 し 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、滋賀県新繊維工業最低賃金の改正を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

－ 記 －

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

滋賀県において、紡績業・化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業を営む使用者に使用される労働者 2,049名

2. 当該産業別最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

滋賀県において、紡績業・化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満または65歳以上の者

(2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃または片付けの業務

ロ 糸繰り、糸巻き、経通し、糸きり、管巻き、糸節取り、検反、検品、合糸、ワインダー、晒・染め・精練・整経の下準備、包装、箱詰めまたは下回りの業務

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正を求めるものである。

5. 添付書類

(1) 滋賀県下における紡績業、その他の織物業、染色整理業、その他の繊維工業の事業所数と労働者の概数、および合意の効力の及ぶ労働者の範囲

(2) 申し出を行うことの合意および申請代表者に対する委任書

(3) 労働協約の写しおよび賃金の最低に関する協定書

(4) 機関決定の写し



－ 以 上 －

令和8年7月13日

滋賀労働局長
田代良文殿

滋賀県大津市松本2丁目10-6
滋賀県窯業土石関係単産最低賃金
連絡会 会長 中村 陽

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業の最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

滋賀県において、ガラス・同製品製造業、セメント製造業、その他のセメント製品製造業、衛生陶器製造業、炭素・黒鉛製品製造業、炭素繊維製造業を営む使用者に使用される労働者 5, 173名

2. 改正を申し出る最低賃金の件名

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、特定最低賃金の改正を求めるものである。

5. 添付書類

①機関決定の写、②申出代表者に対する委任状、③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面、④滋賀県窯業土石関係単産最低賃金連絡会会則。

以 上



2026年7月13日

滋賀労働局長 田代 良文 様

滋賀県機械金属最低賃金
代 表 榎並
J A M 京
副書記長 庄野

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金改正を下記の通り申し出る

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

滋賀県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 24,630人

〔(令和3年センサス)－(令和7年 最低賃金に関する基礎調査により推計した適用除外労働者数)〕

2. 改正を申し出る特定(産業別)最低賃金の件名

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金

3. 申し出の内容

上記2.の最低賃金改正を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法の第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

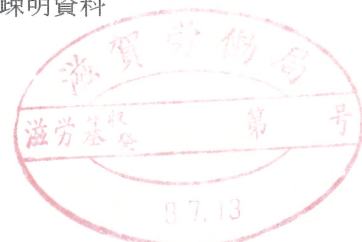
4. 申し出の理由

申し出の産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正を求めるものである。

5. 添付資料

- 1) 機関決定の決議書
- 2) 合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、および当該地域内の同種の労働者の概数
- 3) 協議組織における合意の内容を示す書面の写し、および申請代表者に対する委任状
- 4) 協議会組織の会則
- 5) 2026年度 一般機械器具製造業 最低賃金改正の疎明資料

以上



2026年 7月 13日

滋賀労働局長
田代 良文 殿

滋賀県大津市松本 2-10-6 (連合福祉会館内)
滋賀県機械金属関係労組最低賃金連絡会
電 気 機 械 部 会 長 大 江 彰 宏

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
滋賀県において、精密機械器具製造業ならびに電気機械器具製造業を含む使用者に使用される労働者29, 237名
2. 改正を申し出る最低賃金の件名
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正を求める。
5. 添付書類
 - ① 賃金の最低額に関する労使協定の写
 - ② 滋賀県における計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数及び申出合意者数
 - ③ 滋賀県機械金属関係労組最低賃金連絡会の会則

以上



2026年6月25日

滋賀労働局長
田代 良文 殿

滋賀県機械金属最低賃金会議
自動車部会
部会長 松井 大介

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、滋賀県自動車・同附属品製造業の最低賃金改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

滋賀県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者
10,417人

2. 改定の決定を申し出る特定（産業別）最低賃金の件名

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2. の最低賃金の改正を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

①機関決定の決議 ②合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数および当該地域内の同種の労働者の概数。 ③特定（産業別）最低賃金改正決定の申出に関する合意及び申請代表者に対する委任状 ④協議組織の会則 ⑤疎明資料

以上



令和8年 7月13日

滋賀労働局長
田代 良文 殿

大 目13-28
し 滋賀県
支 玉 憲

申 し 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、滋賀県各種商品小売業の最低賃金の改正を求める申し出を行なうことに合意し、下記の通り申し出る。

— 記 —

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
滋賀県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者4,938名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
滋賀県各種商品小売業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正を求めるものである。
5. 添付書類
 - (1) 滋賀県下における各種商品小売業の事業所数と労働者の概数、および合意の効力の及ぶ労働者の範囲
 - (2) 申し出を行うことの合意、申請代表者に対する委任書
 - (3) 労働協約の写しおよび賃金の最低に関する協定書
 - (4) 機関決定の写し

— 以 上 —





滋労発基 0807 第 1 号
令和 8 年 8 月 7 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 木下 康代 殿

滋賀労働局長
田代 良文

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金外 5 件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 13 日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金（平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 24 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号）
- 5 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 28 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号）
- 6 滋賀県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 8 号）